

第 5.4 章

物品の輸出に適用される措置及び手続

[...]

日本	分類：一般 論拠： 第 5.4.1 条によれば、本章は、輸出国に対し、措置および手続、獣医当局およびその他の関係する所管当局並びに事業者の役割および責任に関する勧告を提供するものとされている。現在の案では、本章を通じて「輸出国の獣医当局」と「獣医当局」が使われており、一貫性のため、特段の必要がない限りは「獣医当局」を使うべきである。
----	--

第 5.4.2 条

一般的考慮事項

輸出国の獣医当局は、第 5.1 章および第 5.2 章に従って第 5.1.1 条および第 5.3 章に従い、合意された国際動物衛生証明書に必要なすべての情報を含む輸入国の要求事項が入手可能な場合には、事業者がそれらを知ることができるようにすべきである。が輸出者に入手可能であることを保証すべきである。加えて、獣医当局は、輸入国の要件を含む国際動物衛生証明書の条件を満たすために必要な手順を事業者が知ることができるようにすべきである。

輸出国の獣医当局は、輸出される物品が安全に貿易され、輸入国の要件を満たすことを担保するため、獣医関連法令に従い、その他の関係所管当局と協力して、公的管理を実施する責任を負うべきである。第 3.4.5 条および第 3.4.13 条に記載されているとおり、獣医当局およびその他の関係する所管当局その法の権限および責任には、輸出のプロセスのあらゆる段階における公的輸出管理の活動および事業輸出者に必要な情報を要求する機会ことが含まれるべきである。適切な場合、獣医当局およびその他の関係する所管当局は、第 3.4.5 条の第 2 項に従って、特定の業務を委任することができる。獣医サービスによってこれらの公的管理が効果的に実施され、第 3.2.2 条のに記載された品質の原則に従い、第 5.1 章および第 5.2 章に規定された証明書発給に係る義務および手続が適切に適用されるよう、輸出国において十分な人的、技術的、物理的および財政的資源が利用可能でなければならない。

獣医当局は、輸出品を取り扱う輸出国の税関当局およびその他の当局と緊密に協力して、貿易に不当な障壁を設けることなく物品のステータスが輸入国の要件に適合していることを維持を保護するために、公的管理が効果的に実施されることを担保すべきである。この協力は、不正行為または違法な経路を防止し、戦うための行動も対象とすべきである。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： 獣医当局は、輸出品を取り扱う輸出国の税関当局およびその他の<u>関連する法執行当局</u>と緊密に協力して、<u>貿易に不当な障壁を設けることなく物品のステータスが輸入国の要件に適合していることを維持を保護</u>するために、公的管理が効果的に実施されることを担保すべきである。 論拠： 第 5.6.8 条との整合性のため。
----	--

獣医当局は、該当する場合には、動物群、コンパートメント、ゾーンまたは国、ゾーン、コンパートメント、または動物群の動物衛生ステータス、並びに飼育施設およびその他の施設における疾病状況の証明のための手続を有するべきであり、また、そのような証明を裏付けるために必要とされる可能性のある追加的な証拠書類に関して、事業輸出者に伝達すべきである。

輸出国の獣医当局は、動物群、コンパートメント、ゾーンまたは国、ゾーン、コンパートメント、または動物群または動物個体の適用可能な証明された動物衛生ステータスが、第 1.4 章に従った適切なサーベイランスおよび疾病報告に基づいていることを確認しなければならない。

輸出国の獣医当局は、合意された国際動物衛生証明書を遵守するため、該当する場合は、原産の飼育施設、および、貨物の生産と取扱いに使用されるその他の施設の登録および承認のための手続を有すべきである。事業者は、物品、物品が所在する施設および物品の輸送手段に対する獣医当局の立ち入り（アクセス）を妨げてはならない。公的管理の最中、事業者は、獣医サービス当局を支援、協力し、貨物に関するすべての関連する情報を利用可能にしなければならない。

輸出国の獣医当局は、合意された国際動物衛生証明書を遵守するために、貨物のトレーサビリティを支援するために、物品の適切な識別が行われていることを確実にしなければならない。動物の個体識別は、第 4.2 章および第 4.3 章に基づかなければならない。

輸出国の獣医当局は、輸入国の獣医当局または経由国の獣医当局から要請があった場合には、合意された国際動物衛生証明書に含まれる条件の遵守を担保するためのプロセスに関する追加情報を提供しなければならず、調査および報告を行い、また、貿易の安全を脅かすような不遵守の貨物が繰り返される場合には、監査のための合理的なアクセスを与えなければならない。輸出国の獣医当局は、出国地点までの輸送前および輸送中に物品の状態が適合していることが維持されている危険にさらされないことを担保するべきであるため、適切かつ必要な予防措置をとらなければならない。輸出国は、物品が動物衛生および公衆衛生に危険を及ぼす可能性があると信じる理由がある場合または合意された国際動物衛生証明書を遵守していないと確信する理由がある場合には、物品の輸出を停止しなければならない。

輸出国の獣医当局は、合意された国際動物衛生証明書の条件を証明する満たす能力に影響を及ぼす可能性のある、動物衛生ステータスの変更といったようないかなる変更または状況を輸入国の獣医当局に速やかに連絡しなければならない。

また、輸出国の獣医当局は、リスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病の発生といった特定の問題が既に輸出国から発送された物品の適合性状態に影響を及ぼしうる場合、遅滞なく輸入国の獣医当局、および必要に応じて経由国に通知しなければならない。この情報は、第 4.19 章に従って策定された関連する緊急時対応計画の一部とするべきである。

動物の場合、関連する場合は第 7 部に従って、事業者は輸出過程を通じてアニマルウェルフェアが維持されていることを確保するべきである。

輸出国の獣医当局は、物品の違法な越境移動（すなわち、公的管理を明らかにかつ意図的に回避する方法で行われる物品の国際的な移動）がもたらすリスクを管理するために、その他の関連する所管当局、税関、その他の当局および事業者、並びに他国の獣医当局と協力して活動を実施すべきである。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： 輸出国の獣医当局は、物品の違法な越境移動（すなわち、公的管理を明らかにかつ意図的に回避する方法で行われる物品の国際的な移動）がもたらすリスクを管理するために、その他の関連する所管当局、税関およびその他の関連する法執行当局、および事業者、並びに他国の獣医当局と協力して活動を実施すべきである。 論拠： 第 5.6.8 条との整合性のため。
----	---

第 5.4.4 条

物品に応じた特定の勧告

1. 動物

~~動物の場合、獣医当局は、第 7.1 章、第 7.2 章、第 7.3 章および第 7.4 章に従って、輸出の全過程を通じてアニマルウェルフェアが維持されることを担保すべきである。~~

事業輸出者は、輸出の全過程を通じて動物の輸送に使用される輸送手段が十分な消毒を受け、げっ歯類または節足動物のような害獣・害虫を予防および制御するための措置が実施されることを担保すべきである。これらの措置は、動物の積載ごとに、事前に適用されるべきである。輸送手段は、疾病の伝播を防ぐために効果的適切に分離されている場合を除き、同じ衛生要件を満たしている同じ衛生ステータスの動物のみを収容すべきである。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>事業輸出者は、輸出の全過程を通じて動物の輸送に使用される輸送手段が十分な消毒を受け、げっ歯類または節足動物のような害獣・害虫を予防および制御するための措置が実施されることを担保すべきである。これらの措置は、動物の積載ごとに、事前に適用されるべきである。輸送手段は、<u>疾病の伝播を防ぐために効果的適切に分離されており、かつ、輸入国がそのような分離を承認している場合を除き、同じ衛生要件を満たしている同じ衛生ステータスの動物のみを収容すべきである。</u></u> 論拠： 2024 年 2 月のアドホックグループの報告書によれば、「アドホックグループはコード委員会の意見と同様に、動物が適切に分離されており、<u>かつ、輸入国がそのようなことが起きるのを許すのであれば、複数の動物の貨物を同時に乗り物／船で輸送することができるというコメントに同意した。</u>」とあり、日本もこのことに同意であるため。
----	---

コンテナは、新品であるか、第 4.14 章に従って、動物を毎回積載する前に洗浄および消毒されたものであるか、あるいは単回使用のものであるべきである。

獣医当局は、輸出国から発送される前に、輸出国の手続および合意された国際動物衛生証明書および輸出国の要件に従って、適切な場所および時間において、動物の貨物を目視検査することを担保すべきである。この目視検査の時点から輸出国を離れる時まで、貨物中の動物が異なる衛生ステータスの他の動物と接触していないことを担保すべきである。

輸出国の獣医当局は、動物の貨物について、出国地点においてウェルフェアの検査を要求することができる。このような検査は、アニマルウェルフェア上の懸念が確認された場合、輸出許可を拒否する権限も付与する獣医関連法令によって支持されるべきである。

2. 胚製品

胚製品の貨物は、製品の生存性および完全性を維持する方法で梱包、発送、輸送されるべきである。

種卵の輸送は、合意された国際動物衛生証明書の条件を満たす親鳥群から発送されるべきである。コンテナは、新品であるか、第 4.14 章に従って、毎回使用する前に洗浄、消毒されるべきである。

精液、卵母細胞、受精卵のための極低温タンクは、合意された国際動物衛生証明書の条件を満たす精液採取センターまたは（卵母細胞および受精卵）採取センターから発送されるべきである。それらは単回使用の極低温タンクであるか、または第 4.14 章に従って使用前に洗浄、

消毒され、新しい液体窒素を用いるべきである。

精液、卵母細胞—または受精卵の貨物は、第 4.6 章から第 4.11 章の関連する勧告に従って識別されるべきである。

獣医当局は、輸出国から発送される前に、輸出国の手続および合意された国際動物衛生証明書と輸出国の要件に従って、胚製品の貨物が目視検査と書類検査を受け、精液、卵母細胞、受精卵の極低温タンクが密封され、標識されることを保証すべきである。

3. 動物製品

動物製品を輸送するためのコンテナは、製品の種類に適合し、動物製品を損傷または汚染から保護し、輸出国の手続および合意された国際動物衛生証明書の条件と輸出国の要件を満たすものでなければならない。

獣医当局は、第 4.14 章に従って、特に梱包されていない物質を輸送する場合には、コンテナおよび輸送手段を使用前に洗浄し、必要な場合には洗浄後に消毒するために適切な措置が講じられていることを確認しなければならない。

獣医当局は、輸出国から発送される前に、輸出国の手続および合意された国際動物衛生証明書および輸出国の要件に従って、動物製品の貨物が目視検査および書類検査を受けることを担保すべきである。

第 5.4.5 条

予期せぬ緊急事態のための計画

~~獣医当局は、既に輸出された物品の状態に影響を及ぼした可能性のある、リスト疾病または輸入国の要件で言及されている疾病が、輸出後に輸出国において発生した場合に対処するための計画を策定しなければならない。獣医当局は、当該計画の実施に当たっては、輸入国の要求事項を指針とすべきである。~~

獣医当局は、事業輸出者が、輸入国の要件および第 7 部のアニマルウェルフェアの勧告への適合性輸出される物品の状態、輸送手配の失敗、または経由国または輸入国による貨物の輸入拒否に影響を及ぼす可能性のある予期せぬ緊急事態に対処するための計画を策定し、文書化することを確実にすべきである。当該計画は動物の輸送計画からの逸脱、物品の特性を低下させるような事象、経由国または輸入国への到着の失敗、またはそれらの国による貨物の拒否といった問題に対応するものであるべきである。緊急事態計画は、一般的なものまたは各貨物に特有のものでもよいが、~~第 7.2 章、第 7.3 章および第 7.4 章に従って、貨物のステータスとアニマルウェルフェアの維持に重点を置くべきである。~~

日本	分類：変更 テキスト修正案： <u>獣医当局は、事業輸出者はが、輸入国の要件および第7部のアニマルウェルフェアの勧告への適合性輸出される物品の状態、輸送手配の失敗、または経由国または輸入国による貨物の輸入拒否に影響を及ぼす可能性のある予期せぬ緊急事態に対処するための計画を策定し、文書化することを確実にすべきである。獣医当局は、<u>予期せぬ事態でも物品の適合性が維持されていることを確実にすべきである。</u></u> 論拠： 事業者が予期せぬ事態に対処するための計画を策定、文書化することは輸出の要件ではないため、獣医当局は確実にすることはできない。獣医当局は、物品の適合性が維持されることを確実にすべきである（例：予期せぬ事態にあっても物品が密封されていること）。
----	--

緊急事態計画は、必要な場合の代替輸送手段の手配の策定および伝達の責任を明確にすべきである。輸出国、経由国および輸入国の関係する所管当局は、物品の輸入国の要件およびアニマルウェルフェアの勧告への適合性ステータスへの影響を評価するため、輸送手配の変更に関して協議を受けるべきである。~~輸出国の獣医当局は、アニマルウェルフェアが確実に維持されるよう、動物の貨物の代替輸送手段の手配について、協議を受けなければならない。~~

~~緊急事態計画には、指定された経由国または輸入国に到着しなかったり、それらの国によって拒否された輸出貨物を管理するための手順を含めるべきである。~~

第 5.5 章

物品の経由に適用される措置及び手続

[...]

第 5.5.3 条

経由時の公的管理手続きに適用される一般原則

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、経由国の要件への遵守を確保するために、適切な頻度でリスクに基づいて適切な頻度で公的検査を実施する必要がある。例外として、獣医当局は、安全物品またはリスクが無視でき、検査が必要ないと考えられる物品については、検査を免除することができる。

経由国は、自国の要件を満たさない物品の経由を受け入れないことができる。

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、原産地の国際動物衛生証明書に含まれる条件が、公的管理、一時停溜、保管および輸送中に維持されること、輸送プロセス全体を通じて病原体の伝播を防ぐためにバイオセキュリティが適用されること、不必要な遅延が回避されることを保証しなければならない。また、第 7 部にしたがって経由の間、アニマルウェルフェアが維持されていることを確保するべきである。輸入国向けの書類原本は貨物と同梱しておく必要がある。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>輸出国及び経由国</u>の獣医当局またはその他の関係する所管当局は、<u>原産地の国際動物衛生証明書</u>に含まれる条件が、公的管理、一時停溜、保管および輸送中に維持されること、輸送プロセス全体を通じて病原体の伝播を防ぐためにバイオセキュリティが適用されること、不必要な遅延が回避されることを保証しなければならない。 論拠： 明確化のため。
----	--

第 5.5.4 条

予期せぬ事態のための計画

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、経由した物品の経由国または輸入国の要件への遵守を損なう可能性のある予期せぬ事態に対処するための計画を事業者が策定し、文書化することを確実にすべきである。計画は、一般的なものでも、各貨物に特化したものでも構わないが、リスト疾病または経由国または輸入国の要件で参照されている疾病が経由国または輸入国に侵入するのを防ぎ、第 7 部のアニマルウェルフェアの勧告を確保することに焦点を置くべきである。計画では、責任を特定し、経由国または輸入国の要件に準拠しない物品に対する手順を含める必要

がある。

日本	分類：変更 テキスト修正案： <u>獣医当局またはその他の関係する所管当局は、事業者は、経由した物品の経由国または輸入国の要件への遵守を損なう可能性のある予期せぬ事態に対処するための計画を事業者が策定し、<u>文書化することを確実に</u>すべきである。<u>獣医当局は、予期せぬ事態でも物品の適合性が維持されていることを確実にすべきである。</u></u> 論拠： 事業者が予期せぬ事態に対処するための計画を策定、文書化することは経由の要件ではないため、獣医当局は確実にすることはできない。獣医当局は、物品の適合性が維持されることを確実にすべきである（例：予期せぬ事態にあっても物品が密封されていること）。
----	--

[...]

第 5.6 章

物品の輸入に適用される措置及び手続

第 5.6.1 条

目的および範囲

本章では、不当な貿易制限を設けることなく、輸入地点の国の国境に到着した時点から物品が通関されるまでの間、物品の国際貿易を通じた病原体の拡散を防止するため、物品の輸入において適用可能な措置および手続の一般原則を定める。

本章の目的上、「事業者」とは本章の対象となる物品の経由に関して責任を有する自然人または法人または個人を指す。

日本	分類：変更 テキスト修正案： <u>本章の目的上、「事業者」とは本章の対象となる物品の輸入経由に関して責任を有する自然人または法人または個人を指す。</u> 論拠： 本章は物品の輸入に関するものであるため。
----	---

本章では、第 5.1.2 条に記載されている責任に加えて、輸入国に対し、措置および手続、獣医当局およびその他の関係する所管当局並びに事業者本章の対象となる物品の輸入に関して責任を有する自然人または法人または個人（以下「事業者」）の役割および責任に関する勧告を提供する。本章では、輸入に関する公的管理の質および実施能力を担保するための指針を提供する。本章は合法的輸入のみを対象にするのではなく、違法又は非公式な物品の入国の一般的な勧告も提供する。

~~輸入国または地域の動物衛生ステータスは、検疫センターまたは国境検査所における輸入動物での疾病または感染の存在によって影響を受けない。~~

[...]

第 5.6.3 条

輸入の公的管理の手続に適用される一般原則

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、貨物が輸入国の要件に適合しているか否かを決定するため、輸入品を管理すべきである。

公的輸入管理は、国境検査所、入国地点、検疫センター、仕向地または貨物に責任を有する事業者の施設を含む適切な場所で実施されるべきである。貨物は、正式な通関が行われるまで、獣医当局またはその他の関係する所管当局の管理下に置かれるべきである。

緊急時には、船舶および航空機は、本来の目的地ではない港または空港へのアクセスを許可されることがある。このような場合には、獣医当局またはその他の関係する所管当局が潜在的なリスクに基づいて必要と認める動物衛生およびアニマルウェルフェアに関する措置を受けるべきである。

1. 公的検査

物品の公的検査が実施される場合には、常に書類検査を含むべきであり、公衆衛生、および動物の衛生およびまたはアニマルウェルフェアに対するリスクに応じて、識別検査および現物検査も含むべきである。獣医サービス当局またはその他の所管当局が識別検査または現物検査のために貨物に完全にアクセスする必要がある場合には、貨物は部分的または完全に輸送手段から降ろされるべきである。

a) 書類確認

公的管理検査のために提示されたすべての貨物について、輸入国の要件を満たしていることを確認するための書類検査が実施されるべきである。

書類検査には、国際動物衛生証明書の精査、場合によっては、商業的な性質のものを含む検査機関の報告書またはその他の書類の検査が含まれるべきである。これらの書類は、貨物に添付される必要がある。

書類検査を行う場合、獣医サービス当局またはその他の所管当局は、輸入国と輸出国との間で合意された原本またはデジタルの必要書類を検査し、次のことを確認すべきである。

i) 国際動物衛生証明書が輸出国の獣医官によって発行されていること;第 5.2.3 条に規定された関連原則に適合しており、第 5.10 章から第 5.13 章までに基づき、輸入国が策定したまたは輸入国および輸出国の間でが当該物品およびその使用目的について合意した定めたモデルに関連するものとして適合すること。

ii) 検査された文書に含まれている情報が輸入国の要件に適合していること。

b) 識別検査

識別検査は、貨物が検査地点に到着した際に、物品、シール（封印）、輸送手段の識別を含む貨物の内容および表示が国際動物衛生証明書および添付書類に記載された情報と一致していることを確認するための目視検査として実施する。

識別検査の頻度、検査する物品の数量および検査の選択サンプリングの基準は、リスク評価に基づいて輸入国の獣医当局またはその他の関係する所管当局が決定する。

c) 現物検査

輸入国の要件との適合性及び物理的な完全性を確認するために、現物検査には、適切な場合、以下のものが含まれるべきである。

- i) 伝染性疾病およびアニマルウェルフェア上の問題の証拠のための動物の臨床検査
- ii) 動物製品および胚製品の現物検査
- iii) 必要に応じて、包装および表示の検査
- iv) 輸送手段、表示および温度規則の検査
- v) 分析、試験または診断のためのサンプリング
- vi) 輸入国の要件への適合性を確認するために獣医当局またはその他の関係する所管当局によって要求されるその他の検査

物理的検査の頻度、検査される物品の量および物理的検査の選択サンプリングの基準は、リスク評価に基づいて輸入国の獣医当局またはその他の関係する所管当局によって以下を考慮して、決定されるべきである。

i) 動物

~~輸入国の獣医当局またはその他の所管当局は、~~貨物中の動物の総数および申告された動物の目的に従って、臨床検査を受ける動物の数を決定すべきであり、実施された現物検査の結果が良好でなかった場合には、その数を増やすことができる。
場合によっては、個別に識別する必要のない動物および危険と考えられる動物については、臨床検査は、集団全体または母集団を代表する数の動物の健康状態および行動の観察から成ることとすることができるべきである。

臨床検査で異常が明らかになった場合には、必要に応じて、検体採取および試験を含むより詳細な臨床検査を実施することができる。

ii) 胚製品

~~獣医当局またはその他の所管当局は、~~表示および輸送条件が輸入国の要件に適合していることを検証するために、貨物の現物検査を実施すべきであり、これには、温

度記録（関連する場合）並びに封印、包装材料および極低温タンクの完全性が含まれる。

~~輸入国の獣医当局またはその他の所管当局は、検査すべき個数を決定すべきであり、実施された検査が満足のいくものでなかった場合には、検査数を増やすことができる。~~

~~獣医当局またはその他の所管当局は、表示が輸入国の要件に適合していることを確認するために、現物検査を実施することができる。~~

現物検査には、胚製品の検査室検査を含めることができる。

現物検査で異常が明らかになった場合は、より詳細な検査を行うことができる。

iii) 動物製品

~~獣医当局またはその他の所管当局は、表示および輸送条件が輸入国の要件に適合していることを検証するため、貨物の現物検査を実施すべきであり、これには温度記録（関連する場合）、および包装材料および封印の完全性が含まれる。~~

~~獣医当局またはその他の所管当局は、表示が輸入国の要件に適合していることを検証するため、現物検査を実施することができる。~~

現物検査には、動物製品の官能検査および検査室検査を含めることができる。

現物検査で異常が明らかになった場合は、より詳細な検査を行うことがある。

2. サンプルングおよび試験

輸入された物品のサンプルングおよび試験は、国際動物衛生証明書に規定された衛生輸入国の要件への適合性をチェックする目的で、リスクベースのサンプルング計画に従って、または物品の書類、識別または現物検査から生じる不適合の疑いがある場合に、不当な貿易への障害を生じないように、実施することができる。試験は、認可された検査施設で実施されるべきである。

日本	分類：削除 テキスト修正案： 輸入された物品のサンプリングおよび試験は、<u>国際動物衛生証明書に規定された衛生輸入国の要件への適合性をチェックする目的で、リスクベースのサンプリング計画に従って、または物品の書類、識別または現物検査から生じる不適合の疑いがある場合に、不当な貿易への障害を生じないように、</u>実施することができる。試験は、<u>認可された検査施設で実施されるべきである。</u> 論拠： 不当な貿易への障害を避けるという原則は、すでに第 5.6.1 条の第一段落に記載されており、全体に適用されるべきであるため。
----	---

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、輸入貨物のリスクベースのサンプリング計画を作成することができる。この計画では、輸入国および輸出国の動物衛生ステータス、関係する動物種、物品の性質および申告された目的、貨物の輸入量および以前のサンプリングの結果を考慮して、サンプリングされる貨物の割合を指定すべきである。

サンプリング計画に従ってサンプリングされた物品から動物衛生または公衆衛生に対する差し迫った危険が疑われない場合には、検査施設での検査結果が得られる前に、貨物を解放させることができる。必要な場合には、物品をリコールするため、トレーサビリティのシステムが整備されているべきである。

日本	分類：変更 テキスト修正案： サンプリング計画に従ってサンプリングされた物品から動物衛生または公衆衛生に対する差し迫った危険が疑われない場合には、検査施設での検査結果が得られる前に、貨物を解放させることができる。<u>必要な場合には、物品をリコールするためのメカニズム（トレーサビリティのシステム等）が整備されているべきである。</u> 論拠： トレーサビリティのシステムが整備されていない場合であっても、物品のリコールは可能である。
----	---

3. 輸入時の衛生措置

輸入国の要件を満たすため、輸出国において実施される衛生措置に加えて、輸入国の獣医当局またはその他の関係する所管当局は、輸入に際して、公的管理からの解放前に、物品に対する衛生措置の実施を要求することができる。この措置には、第 4.14 章に従って、物品の輸送および荷卸しに使用される輸送手段およびコンテナの消毒および節足動物ベクターの駆除を含めることができる。

動物の場合、この措置には、ワクチン接種、治療または隔離を含めることができる。その他の物品の場合、この措置は、留置期間または物理的若しくは化学的処理の適用を含むことができる。

4. 貨物の解放

実施された公的輸入管理に基づき、輸入国の獣医当局またはその他の関係する所管当局は、貨物が輸入国の要件に適合しているか否かを決定すべきである。

貨物が輸入国の要件に適合しているとの決定がなされ、解放された場合には、獣医当局またはその他の関係する所管当局は、その旨を事業輸入者に通知すべきであり、その情報は税関当局に提供されるべきである。

第 5.6.4 条

不適合物品に対する追加的な措置

実施された公的輸入管理に基づいて不適合であると特定された物品は、獣医当局またはその他の関係ある所管当局によって解放されるべきではなく、所管当局による更なる決定がなされるまでの間、適切な条件下（動物の隔離を含む。）で留置される隔離されるべきである。

獣医当局またはその他の関係する所管当局は、物品の種類およびその物品が公衆衛生および動物の衛生並びに環境に及ぼすリスクに応じて、またはアニマルウェルフェア上の理由により、その物品の処分の選択肢を特定し、事業輸入者に通知すべきである。物品の処分には、次のものが含まれる。

- a) 適切な場合には、受入国の所管当局の同意を得て、当該物品を輸出国または他の国に再発送すること。
- b) 当該物品を輸入するために必要な処置その他のリスク軽減措置を施すこと。
- c) 動物の安楽殺およびその死体の処理またはその他の物品の廃棄。

動物の貨物に適用されるいかなる措置も、第 7 部の関係する規定~~第 7.1 章および第 7.6 章~~に従うべきである。

輸入国の獣医当局またはその他の関係する所管当局は、物品の輸入を拒否する決定および理由を税関当局に通知すべきであり、輸出国の獣医当局に通知することも推奨される。適切な場合には、輸出国の獣医当局は、貨物を開放するために、状況を説明するための機会を与えられるべきである。

不適合物品に関する決定の後、獣医当局またはその他の関係する所管当局は、物品の効果的な処分を監督し、輸入を拒否された物品の国内への持ち込みおよび貨物に付随する国際動物衛生証明書の再利用を防止するための措置を適用すべきである。

輸入国の獣医当局及びその他の関係する所管当局は、動物の貨物のリスト疾病又は輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる事例も輸出国に知らせるべきである。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>輸入国の獣医当局及びその他の関係する所管当局は、動物の貨物のリスト疾病又は輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる関連する事例も輸出国に知らせるべきである。</u> 論拠： 動物が安全物品とされている疾病もある（東部・西部馬脳炎）。また、二国間で輸出国に知らせるべき状況を取り決めている場合もある。
----	---

[...]

第 5.6.8 条

国境検査所で確認された物品の違法な移動に対処するための措置に関する一般的勧告

国境検査所において違法な国境移動によってもたらされるリスクを管理するため、獣医当局またはその他の関係する法執行所管当局は、不正行為が疑われる場合を含め、輸入される物品の公的管理検査が本章の規則および国内法に従って行われることを担保し、税関当局と緊密に調整し、協力すべきである。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： 国境検査所において違法な国境移動によってもたらされるリスクを管理するため、<u>獣医当局</u>またはその他の<u>関係する法執行所管当局</u>は、<u>不正行為が疑われる場合を含め</u>、輸入される物品の<u>公的管理検査</u>が本章の規則および国内法に従って行われることを担保し、税関当局<u>及びその他の関係する法執行当局</u>と緊密に調整し、協力すべきである。 論拠： 本章の他の記載との整合性のため。
----	---

この目的のために、獣医当局またはその他の関係する法執行所管当局は、輸入される物品に関するそれぞれの組織の活動の実施に関する情報および決定について、電子的手段を含めて、税関及びその他の関係する法執行当局との適時な情報交換を担保すべきである。獣医当局またはその他

の関係する所管当局は、税関当局と協力して、公的管理検査の対象となるカテゴリーの物品の貨物について~~税関当局に申告書が提出されたが~~、公的管理検査が実施された証拠がない事例について、獣医当局またはその他の関係する所管当局が直ちに通知される体制を担保すべきである。
国境検査所で物品の違法な越境移動が発見された場合、獣医当局またはその他の関係する所管当局は、税関及びその他の法執行当局と協力して、第 5.6.4 条に記載された措置の実施を担保するための実務的な取決めを整備すべきである。

[...]

第 5.7 章

国境検査所及び検疫センター

[...]

第 5.7.5 条

動物の国境検査所に対する追加要件

第 5.7.4 条に記載されている原則に加えて、*動物貨物のための国境検査所*は、第 7 部のアニマルウェルフェアの原則に従って設計および運用され、具体的には以下の内容が含まれるべきである。

- 1) 遅延を最小限に抑えるため、道路インフラを介した動物検査制限区域への個別のアクセス。
- 2) 提示された*動物の種類と数*に応じた、収容、給餌、給水、拘束および検査を含む、第 5.6.3 条に従った*動物貨物の管理*に必要な設備。
- 3) 十分なスペース、照明、換気および貨物と動物種の適切な分離が確保された、*動物の一時収容施設*。

4) 病気の動物を隔離するための分離施設

日本	分類：追加 テキスト修正案： 4) <u>必要な場合、病気の動物を隔離するための分離施設</u> 論拠： 病気の動物が見つかった場合、国境検査所に滞在することなく、検疫センターに送られることになるため、当病気の動物を隔離するための分離施設は必要ないことがある。
----	---

5) 死亡した動物、廃棄された飼料、個体および液体の廃棄物並びに使用済みの敷料のための動物廃棄物管理

[...]

第 7.6 章

と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア

[...]

第 7.6.3 条

動物の殺処分に関する作業の一般原則

ウェルフェア上何らかのリスクがある場合、動物を殺処分するかどうかの決定を遅らせてはならない。本章の勧告は、動物の殺処分が決定されたことを前提とし、動物が死ぬまでアニマルウェルフェアを確保する必要性に対処するものである。

決定の間及び動物の殺処分の前は、動物が殺処分されるまで、適切な取扱い（特に飼料と水温度の快適さの提供）を維持するべきである。必要あれば、医療を提供するべきである。

様々なシナリオ（有害事象を含む。）に対応した先進的な計画では、明確に作業手順と責任を特定するべきである。

大規模な殺処分では、特定の計画が整備されているべきである。

決定が遅延しないよう、決定者を明確に特定するべきである。

動物の殺処分に関わるすべての人員は、研修または経験により得られた、関連する技能と能力を有するべきである。

必要に応じて、作業手順は根拠に基づき、影響を受けている場所または施設の特定の状況に適合させるべきであり、アニマルウェルフェア以外に、方法のコスト、効果、方法の実施スピード、作業者の安全と精神衛生、当該種に関連するバイオセキュリティと環境面に対処すべきである。

意思決定中および殺処分前は、通常の飼育、特に飼料と水の供給を殺処分時まで維持すべきである。

動物は現場で殺処分されるか、または殺処分のための場所に動かされる。動物の取り扱いと移動は最小限に抑え、以下の推奨事項に従って実施すべきである。

動物の拘束が必要な場合は、効果的な殺処分を促進するのに十分なものでなければならず、アニマルウェルフェアと作業者の安全要件に従ったものでなければならない。拘束が必要な場合は、殺処分は最小限の遅延すべきではないで行うべきである。拘束の種類とサイズは、殺処分される動物の年齢、サイズ及び種に適切なものにするべきである。群れにしたり、囲いに入れる場合は、

安全で効果的な動物の殺処分を促進するための適切な器具を使用した、ストレスの少ない方法を用いるべきである。

使用される殺処分方法は、即死または死まで続く意識消失をもたらすものでなければならない。意識消失が即時でない場合は、意識消失の誘発はできる限り嫌悪感を抱かせず、回避可能な苦痛、恐怖、痛みを引き起こさないものでなければならない。バックアップの手順が利用可能となっているべきであり、最初の方法が死または意識消失に至らなかった場合に使われるべきである。

若齢動物は、潜在的苦痛を軽減するために、それらが依存する年齢が高い動物よりも先に殺処分されるべきである。

計画では動物の殺処分の順番を考慮するべきである。可能な場合には、弱い動物を優先的に殺処分するべきであり、弱い動物には以下が含まれる。

- 症状のある動物のグループ
- 飼料または水を得られない動物
- 住環境の悪いまたはシェルターのない動物
- 若齢または離乳していない動物は、それが依存している年上の動物の前に殺処分するべきである。
- 潜在的に危険で攻撃的な動物（雄牛、子どものいる雌豚、雄豚）
- 妊娠後期の動物または分娩中の動物
- 子宮内の動物は、羊膜腔が破裂している場合は母獣の後に殺処分する必要があることがある。

疾病制御の目的とバイオセキュリティ上の考慮のために、最初に感染動物、次いで接触動物、そして残りの動物を殺処分するべきである。

アニマルウェルフェア、作業者の安全及び精神衛生、バイオセキュリティ及び環境面に関して、一貫して効果的であることを担保するために、作業手順を継続的に監視すべきである。

大規模または疾病制御の作業手順が終了したら、採用された慣行並びにアニマルウェルフェア、作業者の安全、バイオセキュリティ及び担当人員への影響を記述した報告セッションの実施または報告書の作成があるべきである。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>緊急事態では、アニマルウェルフェアの考慮事項すべてを確実にすることが困難な場合があります。</u> 論拠： 最初に、日本はコード委員会の本章の改正作業に謝意を表す。 日本は、いかなる理由であれ動物の殺処分を行う場合にはアニマルウェルフェアに配慮すべきであることを理解するが、災害時の利用可能なリソースは疾病の発生時よりも少なく、それぞれの状況によって優先事項は異なる。一つの章にと畜以外の全ての目的を統合することが適切かどうか疑問である。 一つの章とすべきであれば、以下の文章を一般原則に追加すべきである。 <u>緊急事態では、アニマルウェルフェアの考慮事項すべてを確実にすることが困難な場合があります。</u>
----	--

第 7.6.4 条

動物の大量殺処分または疾病制御の殺処分のに関する作業のための組織構造

大規模な殺処分または疾病制御の殺処分の計画には、責任、管理体制、連絡先の詳細、疾病制御戦略、作業手順及び必要な器具とリソースの詳細を含むべきである。アニマルウェルフェアの考慮事項は、常にこれらの計画の優先事項として対処されるべきである。計画は、殺処分に適切な数の能力のある者がいることを確保するための戦略を含むべきである。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>大規模な殺処分または疾病制御の殺処分の計画には、責任、管理体制、連絡先の詳細、疾病制御戦略、作業手順及び必要な器具とリソースの詳細を含むべきである。</u> <u>アニマルウェルフェアの考慮事項は、常にこれらの計画の優先事項として対処されるべきである。計画は、殺処分に適切な数の能力のある者がいることを確保するための戦略を含むべきである。</u> 論拠： アニマルウェルフェアの考慮事項は特に予期できない地震その他の災害による緊急時では常に優先できるものではないため。
----	--

動物の取扱、移動、拘束及び殺処分に責任を有する者は、本章の勧告にしたがうべきである。

疾病制御の場合には、作業活動は、必要なアニマルウェルフェア及びバイオセキュリティの基準を確保する権限を有する所管当局が主導すべきである。

所管当局は、1 つ以上の影響を受ける場所又は施設における全ての活動の責任者を指名すべきであり、その責任者は、効率的な活動を促進するために、活動及びロジスティクスを計画する調整

担当者によって支援されるべきである。

指名された所管当局の責任者は、影響を受ける全ての場所又は施設での作業について、人員への全体的な指導及び作業に係るロジスティクスの支援を提供し、陸生コードのアニマルウェルフェア及び動物衛生に関する勧告との整合性を確保すべきである。

所管当局により指名された責任者に回答できるチームリーダーが率いる専門家チームが、影響を受ける場所又は施設ごとに配置されるべきである。状況によっては、必要あれば、人員が複数の機能を果たす必要があるかもしれない。各チームは、適正な獣医師を含むか、常に獣医師の助言を受けられるようにすべきである。

緊急時計画が策定されており、責任、管理体制、疾病制御戦略、作業手順、必要な機器とリソースの詳細を含むものでなければならない。これらの緊急時計画においては、常にアニマルウェルフェアへの配慮がなされるべきである。計画には、動物の殺処分の能力を持つ人員を十分数確保するための戦略を含めるべきである。

疾病制御緊急時計画の下での殺処分は、所管当局の監督下で実施されるべきであり、動物の移動停止またはその他の移動制限から生じうるアニマルウェルフェアに関する懸念に対処すべきである。

動物の殺処分に関連するアニマルウェルフェアに関する懸念を検討する際に必要とされる、主要な人員及びその責任と能力は、第 7.6.5 条に記述されている。

必ずしも所管当局が関与しないその他の状況においては、担当者は本章の勧告に従うべきである。

第 7.6.5 条

動物の大量殺処分に関する作業のための専門家チームの責任、訓練および能力

すべての人員は、殺処分を通じてアニマルウェルフェアが良好であることを確保する重要な役割を果たす。すべての人員の訓練は、アニマルウェルフェアの重要性及びアニマルウェルフェアに貢献する責任を協調するべきである。

能力は、正式な訓練と実際の経験の組み合わせによって得られる。これらの能力は、所管当局または所管当局によって承認された独立機関によって評価されるべきである。

日本	分類：削除 テキスト修正案： 能力は、正式な訓練と実際の経験の組み合わせによって得られる。これらの能力は、<u>所管当局または所管当局によって承認された独立機関によって評価されるべきである。</u> 論拠： 農場主や殺処分の実施者を含む国内すべての実施者の能力を評価することは困難である。また、緊急事態では殺処分の実行チームにはあらゆる人が含まれる可能性があり、すべての者の能力を評価することは難しい。
----	--

1. チームリーダー

a) 責任

- (i) 影響を受けた場所または施設での全体的な作業を計画する；
- (ii) アニマルウェルフェア、作業者の安全性、バイオセキュリティの要件を決定し、対処する；
- (iii) 国内規制及び本勧告に沿って、場所又は施設における関連動物の殺処分を促進するために、チームを組織し管理する；
- (iv) 必要なロジスティクスを決定する；
- (v) アニマルウェルフェア、作業者の安全、バイオセキュリティの要件が満たされていることを担保するため、作業を監視する；
- (vi) 獣医師の助言を求め、活用する；
- (vii) 進捗状況と問題点を上に報告する；
- (viii) 殺処分作業の終了時に、採用された殺処分方法並びに当該方法のアニマルウェルフェア、作業者の安全性、バイオセキュリティの有効性及び環境への影響に対する効果を記述した報告書を提出する。

b) 訓練及び能力

- i) 関連する動物飼育慣行の知識理解及び経験；
- ii) アニマルウェルフェアと、異なる殺処分方法の影響、殺処分手順の詳細、計画、実施殺処分作業に関わる基礎的な行動、解剖学的、生理学的プロセスの知識理解；
- iii) 場所や施設での全ての活動を管理し、期限内に成果を出すリーダーシップ及び能力技能；
- iv) 農家、チームメンバー、または動物を担当する者及び一般市民への心理的影響の認識；
- v) 多数の動物の殺処分を繰り返し行う者及び手順の効果への疲労効果の認識
- vi) 異なる聴者に対する効果的なコミュニケーション能力コミュニケーションスキル；
- vii) 作業によって生じる環境への影響を評価する能力。

2. 獣医

a) 責任

- i) 動物が回避可能な苦痛なしに苦痛、恐怖及び苦しみを最小限にして殺されることを担

保するために、最も適切な殺処分方法を助言決定し、その実施を監督する；

- ii) 殺処分の順序を含む、アニマルウェルフェアのための必要な追加要件を決定し実施する；
- iii) 動物の死亡確認が、殺処分後に可能な限り速やかにこの適切な時点において、能力がある者によって実施されることを担保する；
- iv) バイオセキュリティの監督を通じて、場所又は施設内並びに場所又は施設からの疾病まん延のリスクを最小化する；
- v) 殺処分の過程において、アニマルウェルフェアとバイオセキュリティを確保継続的に監視する；
- vi) 殺処分終了時の報告書について、チームリーダーと協力する。

b) 訓練及び能力

- i) アニマルウェルフェアの理解、特に殺処分の有効性を及び評価する能力；
- ii) 殺処分手順の有効性の知識及び不備を是正する能力；
- iii) 異なる殺処分方法及びアニマルウェルフェアへの影響、殺処分作業に関わる基礎的な解剖学的、生理学的、行動プロセスの知識
- iv) バイオセキュリティリスクを評価する能力。

3. 動物の取扱者

a) 責任

- i) 現場設備の妥当性を検討する；
- ii) 必要に応じて、一時的な動物取扱施設を設計する；
- iii) 動物を移動させ、拘束する；
- iv) アニマルウェルフェアとバイオセキュリティの問題を獣医に報告する。

b) 訓練及び能力

- i) 作業の対象である動物の種に特有の行動パターン、求められている作業の基礎となる原則の理解。
- ii) 緊急時及び閉鎖空間での動物の取り扱いが必要苦痛、恐怖、痛みの兆候を特定し、予防及び是正措置を行うことのできる能力；
- iii) バイオセキュリティに対する理解。

4. 動物の殺処分担当者

a) 責任

- i) 適切な方法で動物を殺処分する；
- ii) 適用可能な場合は、動物の意識消失を確認する；
- iii) 動物の死亡を確認する。

b) 訓練及び能力

- i) 関連機器の安全で適正な使用と保守；
- ii) 関係する動物種の拘束及び殺処分の器具を操作するの技術に精通していること；
- iii) 効果的な殺処分を評価し、意識の回復の兆候を認識する知識能力及び即時に是正措置

を行う技術。

5. 動物の死体処理担当者

a) 責任

- i) (殺処分作業が妨げられないようにするため)効率的な死体処理を担保すること。
- ii) バイオセキュリティの理解及び第 4.13 章への適合性の確保

b) 能力

- i) 人員は、利用可能な機器の使用と保守し、関係する動物種に技術を適用する能力を有すること。
- ii) 生きている兆候の認識

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>5. 動物の死体処理担当者</u> <u>a) 責任</u> i) (殺処分作業が妨げられないようにするため)効率的な死体処理を担保すること。 ii) バイオセキュリティの理解及び第 4. 13 章への適合性の確保 <u>b) 能力</u> i) 人員は、利用可能な機器の使用と保守し、関係する動物種に技術を適用する能力を有すること。 ii) 生きている兆候の認識 論拠： 上記部分を削除した理由を求める。本章ではアニマルウェルフェアだけでなく、作業者の安全や精神衛生、バイオセキュリティ、環境面にも言及しているため（第 7.6.3 条「一般原則」参照）、当該部分は殺処分方法を検討するに当たって重要と考える。
----	--

5-6. 繁殖者、所有者、農家または飼育者又は管理者

a) 責任

- i) 要請に応じて支援する。

b) 訓練及び能力

- i) 責任を有する飼育動物とその環境施設に関する具体的な知識。

第 7.6.6 条

動物の大量大規模な殺処分に関する作業計画における考慮事項

影響を受けた場所または施設内で、動物の殺処分を含む多くの活動を実施する必要がある。チー

ムリーダーは、以下の事項を考慮し、その場所または施設内で大規模な殺処分するための計画を立て、準備すべきである。

- a) 動物の取扱いと移動、拘束を最小限にする;
- b) 影響を受けた場所または施設内での動物の殺処分; しかし、殺処分のために動物を別の場所に移動させる必要がある場合もある。殺処分がと畜場で行われる場合は、第 7.5 章の勧告に従うべきである;
- c) 殺処分する動物の種、数、年齢及び大きさ、並びに殺処分の順序;
- d) 殺処分方法とそのコスト;
- e) コスト、人員数及びその他の実務的な要素を含む利用可能なリソース
- f) 意識の状況の評価及び生きている兆候の記載
- g) 動物の収容、飼育及び場所、並びに所在する農場や場所へのアクセスのしやすさ;
- h) 動物の殺処分に必要な機器の利用可能性及び有効性、並びに当該方法による必要数の動物殺処分に要する時間
- i) 殺処分を支援するために使用する設備の場所または施設内での利用可能性、及び追加設備の必要性;
- j) 作業の潜在的なバイオセキュリティと環境への影響;
- k) 殺処分を行う人員の健康と安全;
- l) 規制された動物用医薬品が使用される可能性がある場合や、殺処分プロセスが環境に影響を与える可能性がある場合など、関連する可能性のある法的問題;
- m) 動物を収容する他の近隣施設の存在;
- n) 動物の死体の除去と処理の可能性。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>1) 規制された動物用医薬品が使用される可能性がある場合や、殺処分プロセスが環境に影響を与える可能性がある場合など、関連する可能性のある法的問題;</u> <u>m) 動物を収容する他の近隣施設の存在;</u> <u>n) 動物の死体の除去と処理の可能性。</u> 論拠： 上記部分を削除した理由を求める。本章ではアニマルウェルフェアだけでなく、作業者の安全や精神衛生、バイオセキュリティ、環境面にも言及しているため（第 7.6.3 条「一般原則」参照）、当該部分は殺処分方法を検討するに当たって重要と考える。
----	--

計画は、殺処分に適用される手順の様々な段階を考慮に入れることにより、殺処分によるアニマルウェルフェアへの悪影響を最小限に抑えるべきである。

動物を取り扱い、殺処分する人員の能力と技能は、作業計画に含まれるべきである。

[...]

第 7.6.9 条

動物の取扱い

取扱いとは、殺処分のために動物の準備をするプロセスであり、殺処分の地点まで動物を移動させることを含む。取扱い及び移動は、特に最初の住まいやグループから隔離された場合に、動物にとってストレスになりうる。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

新しい環境への暴露（例：音、証明、床、匂い）は恐怖や移動や引き返しをしながらのことにつながることもある。設計の良くない施設や不適切な取扱い（例：電気棒の不適切な使用、蹴り、棒で殴ること）は、苦悩、恐怖及び痛みを引き起こす。

2. 動物ベースその他の指標

- a) 滑っている、転んでいる、積み重なっている動物
- b) 振り返る又は後ろに動く、逃げようとするまたは動こうとしない動物
- c) 鳴いている動物
- d) 施設の構造にぶつかっている動物
- e) 肢を折っているまたはその他の損傷している動物
- f) 肢の骨折または損傷以外の理由によって、自分では動けない動物
- g) 人員の力の使用
- h) 電気棒の不適切な使用

日本	分類：追加 テキスト修正案： h) 電気棒の不適切な使用<u>等、不適切な取扱い</u> 論拠： 「電気棒の不適切な使用」は第 1 項の職員による不適切な取扱いの一例であり、他の不適切な取扱いも考慮すべきであるため。
----	---

3. 推奨事項

日本	分類：一般 論拠： 本章は自然災害や人為的な人災を含む様々な理由による殺処分を対象としており、様々な場所で殺処分を実施する可能性があることに鑑みると、「施設」の意味が明確でない。例えば、自然災害では畜舎やシェルターが破壊され、施設が消失することがある。
----	---

施設の設計は、動物の自然な動きを促進するものであるべきであり、可能な範囲で、人の相互作用を最小限にするべきである。

床は清潔で、乾燥しており、滑りにくいものであるべきである。

通路は、よく照明されており、動物がどこに向かっているかを見えるようにするべきである。

通路の設計は、動物の停止、拒否、引き返しを生じる注意をそらすもの（例：影、床の変化、動くもの、騒がしいまたは突然の音）を最小限にするべきである。

損傷した、病気のまたは立ち上がれない動物は、即時の行動が求められ、必要な場合には、移動させることなく及び遅延なく、緊急の殺処分を行うべきである。動物は、さらなる痛みや苦しみまたは損傷を悪化させるような方法で、引きずったり、持ち上げたり、取り扱うべきではない。

人員は、穏やかで忍耐強く、優しい声及びゆっくりとした動きで動物の移動を助けるべきである。

動物は、恐怖を少なくし、他の動物についていく自然の傾向利用するために、グループで移動させるべきである。

パネルや旗のような取扱い補助器具は、苦痛、恐怖又は痛みを生じることなく、動物の動きを促し、指示するように使うべきである。

電気棒は、日常的に使用するべきではないが、その他の方法が効果的でなく、動物に損傷またはその他の状況がなく、動物が前に動く空間がある場合にのみ使用するべきである。

低電圧の電気棒のみを、成熟した豚及び大きな反芻動物の臀部と後ろ脚のみに使うべきであり、目、口、耳、肛門生殖器部、乳房又は腹部のような敏感な部分には使用するべきではない。そのような器具は馬、らくだ、走鳥類、羊、山羊、妊娠動物又は子牛、子豚に使用するべきではない。電撃は、動物が反応できなくなったら繰り返し使用するべきではなく、1秒以上使ってはならない。

人力での動物の持ち上げは避けるべきである。もし必要な場合は、動物は痛みまたは苦痛及び物理的なダメージ（例：打ち身、骨折、脱臼）を生じるような方法で握られたり、持ち上げられたりするべきではない。

動物は、滑りまたは転びによる損傷を最小限にするため、正常の歩行速度よりも速いスピードで移動させられるべきではない。

第 7.6.10 条

殺処分方法

以下の殺処分方法は世界的に利用可能で、使用されている。本章の本部分の主な目的は、使用されている殺処分方法がアニマルウェルフェアに最適な方法で使われていることを確保することである。

日本	分類：変更 テキスト修正案： 以下の殺処分方法は<u>世界的に</u>利用可能で、使用されている<u>可能性がある</u>。本章の本部分の主な目的は、使用されている殺処分方法がアニマルウェルフェアに最適な方法で使われていることを確保することである。 論拠： 銃器の使用が一部の国で禁止されている等、記載されている全ての殺処分方法が世界的に利用できるわけではないため。
----	---

第 7.6.11 条から第 7.6.32 条には、それぞれの殺処分方法について、殺処分方法の詳細、動物種における使用、アニマルウェルフェアに関する懸念、動物に基づく及びその他のウェルフェア指標、ウェルフェアを最適にするための効果的な方法の推奨事項、種固有の推奨事項が示されている。

主な作業パラメーターを明確に記載した標準作業手順を整備すべきであり、スタニングまたは殺処分のための製造者の勧告にしたがっているべきである。

対象となっている殺処分方法は、2つの大きなカテゴリーに分けられ、人の作業者が実施する手動で個別の殺処分方法（第 7.6.11 条～第 7.6.22 条）と、連続的（例：水槽）または同時（例：空気調節）の自動的に大規模な殺処分方法（第 7.6.23 条～第 7.6.32 条）である。

第 7.6.11 条

銃

日本	分類：一般 論拠： 第 7.6.12 条や第 7.6.14 条と同様に、本章にも作業員の安全への言及を含むべき。
----	---

発射物を発射する銃（ショットガン、ライフル、ハンドガン等）は、適切に使用すれば、殺処分の迅速で効果的な方法である。拘束を最小限または必要とせず、適切に訓練されており、能力のある射手であれば、遠くから殺処分することができる。

銃は長距離で使うことができ、動物の頭蓋骨または首の先の軟組織を貫通することと不可逆的な震盪及び死を引き起こすことを狙うことができるが、適切に訓練され、能力のある射手によってのみ使うべきである。銃は、呼吸及び心臓の損傷及び死を生じる、胸腔と心臓の貫通を狙うことができる。

日本	分類：追加 テキスト修正案： 発射物を発射する銃（ショットガン、ライフル、ハンドガン等）は、適切に使用すれば、殺処分の迅速で効果的な方法である。拘束を最小限または必要とせず、適切に訓練されており、能力のあるマークスマン又はマークスウーマン<u>射手</u>であれば、遠くから殺処分することができる。 銃は長距離で使うことができ、動物の頭蓋骨または首の先の軟組織を貫通することと不可逆的な震盪及び死を引き起こすことを狙うことができるが、適切に訓練され、能力のあるマークスマン<u>射手</u>によってのみ使うべきである。銃は、呼吸及び心臓の損傷及び死を生じる、胸腔と心臓の貫通を狙うことができる。 論拠： ジェンダーの同等は考慮されるべきであるが、記載を統一すべき。
----	---

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

この方法は、ターゲットの動物に非致死性の傷を負わす可能性があり、ターゲット以外の動物に致死性または非致死性の傷を負わす可能性がある。これは、不適切なカートリッジ、弾丸のキャリバーまたはタイプ、不適切な射撃ポジションによって起こりうる。

2. 動物ベースその他の指標

効果的な動物ベースの指標は以下を含む。

- a) 即時の倒れ
- b) 無呼吸
- c) 胴体の外見（強直または力が抜けている）
- d) 痙攣の持続時間
- e) 眼球の動きの欠如
- f) どんよりした表情
- g) 角膜反射

3. 推奨事項

銃及び弾薬は、動物の種及び射撃の距離に基づいて選択するべきである。動物の年齢及びサイズに応じて、適正なカートリッジ、弾丸のキャリバー及びタイプを使用するべきである。

銃は、開放された場所で興奮した動物を殺処分するのに適切である。

銃は、疾病の診断のために脳組織を保存しようとする場合または体液の漏れがバイオセキュリティのリスクになる場合には、使用するべきではない。

銃による効果的な殺処分を確保するためには、訓練は必須である。この訓練には、射撃技術の確保、安全原則の理解、動物の解剖、動物の行動、動物の取扱、適切な組み合わせの銃と弾丸及び意図する用途にあった弾丸の使用、現場での適切な判断を確保するためのアプローチを含まなければならない。

日本	分類：変更 テキスト修正案： 銃による効果的な殺処分を確保するためには、訓練は必須である。この訓練には、射撃技術の確保、安全原則の理解、動物の解剖、動物の行動、動物の取扱、適切な組み合わせの銃と弾丸及び意図する用途にあった弾丸の使用、現場での適切な判断を確保するためのアプローチを<u>含まなければならない含むべきである</u>。 論拠： WOAH の基準は、加盟国の勧告であることから、「should (～すべき)」を用いるべき。
----	--

短距離では、射手は、正確な狙いを可能とするために、動物が動いておらず、適正なポジションにいることを確保するべきであり、距離を可能な限り短くする必要がある（ショットガンの場合は 5-50 cm）が、砲身が動物の頭や他の部分にあたらないようにするべきである。最初の発砲で殺処分されなかった動物は、再度発砲されるか、またはバックアップの方法で殺処分されるべきである。

この方法は、本章の対象となるすべての動物種に適している。

4. 種固有の推奨事項

特になし。

第 7.6.12 条

貫通性のキャプティブボルト

この方法の目的は、機械的装置を使ったキャプティブボルトの貫通の衝撃により、意識消失状態にして、脳に著しいダメージを与えることである。キャプティブボルトは、動物の脳皮質及び中脳を貫通するよう、頭蓋骨に位置させるべきである。ボルトの貫通による衝撃の力及び物理的ダメージにより、即時の意識消失につながる。ボルトの貫通による脳への物理的ダメージは死に

つながることがあるが、動物の死を確実にするために、ピッシング、放血または致死薬物注射といった二次措置を、発砲後可能な限り速やかに行うべきである。

キャプティブボルトは、圧縮した空気または圧縮空気又は空包で稼動する銃からボルトが発射されるもので、引っこめられる金属のボルトが動物の頭蓋骨に発射される。ボルトは、動物の頭蓋骨を貫通するために必要な速度を得るために、銃の中に引っ込むべきである。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

不適切な射撃ポジション又は不適切なキャプティブボルトのパラメーター（十分な力で頭蓋骨を打撃していない）は、動物の意識消失をすることができず、意識のある状態のままになり、深刻な傷につながり、苦痛、恐怖及び痛みにつながる。

二次措置の適用の遅延により、死の前に意識を回復することがある。

2. 動物ベースその他の指標

効果的な発砲の動物ベースの指標は以下を含む。

- a) 即時の倒れ
- b) 無呼吸
- c) 強直発作
- d) 眼球の動きの欠如
- e) 角膜反射の欠如
- f) 眼瞼反射の欠如
- g) 立ち直り反射の欠如

3. 推奨事項

カートリッジ方式及び圧縮空気方式の銃では、ボルトの速度及びボルトの長さは、製造者の勧告にしたがって、動物の種及びタイプに適切なものにするべきである。

キャプティブボルトは、頻繁に清掃され、良好な状態に維持するべきである。効果的なスタンニング、作業者の安全、アニマルウェルフェアの向上のためには、定期的なボルト速度の確認が奨励される。

繰り返しの使用によるオーバーヒートを避けるために1丁以上の銃を使用することが必要になる場合があり、効果的でない発砲の場合にバックアップの銃が利用可能になっているべきである。

動物は拘束され、作業者は動物の頭にアクセスできることを確保するべきである。この方法は、興奮した動物には難しい。

不適切なキャプティブボルトのポジショニングは動物の痛み及び苦痛につながる、効果のないスタニングを生じるので、適切なポジショニングが求められる。

発砲から死に至るまで、脳幹反射がないことを確実にするために、動物に基づく指標を継続的に監視するべきである。

日本	分類：変更 テキスト修正案： 発砲から死に至るまで、脳幹反射がないことを確実にするために、動物に基づく指標<u>の観点から動物</u>を継続的に監視するべきである。 論拠： 動物ベースの指標は、あくまで着眼点であり、監視の対象は「動物」であるため。
----	--

作業者の疲労を低減するために、作業者のキャプティブボルトの適用における適切な訓練及び経験、人間工学及び作業量の状況を考慮するべきである。

疾病の診断のための脳組織を保存する場合または体液の漏れがバイオセキュリティリスクになる場合は、キャプティブボルトを使用するべきではない。

動物の死を確実にするために、二次措置を発砲後に遅延なく行うべきである。

この方法は、馬、らくだ、牛、羊、山羊、豚、鶏、走鳥類、うさぎ及び捕獲野生動物に適している。

4. 種固有の推奨事項

キャプティブボルトのスタニングのパラメーター（ボルトの直径、長さ、カートリッジのパワー等）を選択する際は、頭蓋骨のサイズ及び頭蓋骨の厚さを考慮するべきである。

大きな角のある動物は、鼻の方に向かって発射する頑丈なキャプティブボルトを使い、キャプティブボルトを後頭部に位置させてスタニングを受けるべきである。

新世界のらくだ類では、あごの底に向かって狙って、王冠のポジション（頭の最高部）にデバイスを位置するべきである。

七面鳥では、脳に向かって直接狙うようにして、頭蓋骨の正中線で、頭の最も高い/広い地点に直接にデバイスを位置させるべきである。

鶏（とさかのある鶏）では、直接下を狙うようにして、とさかの後ろに直接、頭蓋骨の正中線にデバイスを位置させるべきである。

走鳥類では、短いボルトのキャプティブボルト及び鶏または兔に適切な最小のチャージを、頭の頂点で、外部の「耳」の間に引いた線の中心に適用するべきである。

第 7.6.13 条

ピッシング

ピッシングは単独でつかわれる殺処分またはスタニング方法ではなく、キャプティブボルトによって気絶した動物を殺処分する二次措置であり、即時の死にならない。

ピッシングは、弾力性のあるロッドを挿入することにより、物理的に中枢神経系を物理的に破壊する。ロッドは、キャプティブボルトによる気絶の後に脳幹及び脊髄を通じて尾側または、断頭の後に頭蓋の方に脊髄及び脳幹を通じて挿入することができる。ピッシングは、キャプティブボルトによって気絶した動物の主要な殺処分方法（即時の死亡はない）、または速やかな死亡を確実にするための二次措置である。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

ピッシングは殺処分方法ではないが、補助的な方法であるため、それ自体についてはアニマルウェルフェアに関する懸念はない。しかし、殺処分またはスタニングの一次措置のウェルフェアの問題を共有する。

2. 動物ベースその他の指標

脳幹反射及びその他の筋肉の動きの欠如（最初の筋肉の激しい収縮の後）がピッシングの成功を確認するために使われる。

3. 推奨事項

ピッシングは、キャプティブボルトによるスタニングまたは断頭と併せて使われる補助的な方法であり、キャプティブボルトによるスタニングの場合は動物の死亡を、断頭の場合は動物が意識がないことを確実にするためのものである。

4. 種固有の推奨事項

ピッシングのロッドは、動物の脊髄の中に合うよう適切なサイズを選ばなければならない。

日本	分類：変更 テキスト修正案： ピッシングのロッドは、動物の脊髄の中に合うよう適切なサイズを<u>選ばなければならない</u>選ぶべきである。 論拠： WOAH の基準は、加盟国の勧告であることから、「should (～すべき)」を用いるべき。
----	---

[...]

第 7.6.17 条

頸椎脱臼

手動または機械的な頸椎脱臼は、首を伸ばして曲げることにより、脊髄を脳から分離させ、呼吸の停止または脳への血流の停止からなる脳無酸素症による死亡を引き起こす。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

頸椎脱臼は、脊髄の分離をしても、即時の意識消失にならず、動物は窒息により死亡することがある。

大きいラットやうさぎでは、頸部の大きい筋肉が手動の頸椎脱臼を物理的により難しくする。

2. 動物ベースその他の指標

頸椎脱臼の効果的な適用の動物ベースの指標は、死亡の兆候である。

3. 推奨事項

意識のない動物にのみ使う。

日本	分類：追加 テキスト修正案： 意識のない動物にのみ使う。 論拠： 頸椎脱臼は、意識消失していない小さな鳥やマウスに行われることは一般であり、災害等の緊急事態には用いらざるを得ない場合もあると考えられるため。
----	--

手動で頸椎脱臼を行う場合の一貫性のある結果は強さと技能を必要とするので、チームメンバーは疲労を防ぐために定期的に休憩し、一貫性のある信頼できる結果を確実にするべきである。

手動より機械的な頸椎脱臼の方が、信頼があり、失敗する傾向が少ないため、望ましい。

脊椎骨及び脊髄の破壊による頸椎脱臼は使うべきではない。

動物は、脳幹反射の欠如を確実にするために、死亡まで継続的に監視されるべきである。

この方法は、小さな鳥、鶏、ねずみ、ラット及びうさぎに適している。

4. 種固有の推奨事項

手動の頸椎脱臼は、3 kg以下の鳥と 200h 以下のラットに適用可能である。

機械的な頸椎脱臼は 5 kgまでの鳥に適用可能である。

特になし。

第 7.6.19 条

電気利用－二段階通電法

低周波の電流（50 Hz）の二段階通電法は、はさみ式トングを頭部につけて頭部をまたがる最初の通電、及びその直後の当該トングを胸部につけて心臓をまたぐ位置での胸部への通電から構成される。

十分な電流量の頭部への通電は、‘強直間代’のてんかん及び意識喪失を誘導する。当該動物がいったん意識消失すれば、第二段階の通電が、心室細動（心停止）を誘導し、それが死亡へと繋がる。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念の

効果的な電氣的なスタニング及び殺処分を妨げる主なハザードは、不適正な電極の配置、不十分な接触、汚れたまたは腐食した電極、アーク放電、毛または動物の表面の汚れによる高い接触抵抗、短すぎる暴露時間及び不適切な電氣的パラメーター（低電圧/電流または高周波）である。

二段階通電法は、受け入れがたいレベルの痛みを防ぐために、意識消失した動物にのみ使用するべきである。

2. 動物ベースその他の指標

第二段階の通電の前に、次の動物ベースの指標を用いて意識消失を評価するべきである：即時の倒れ、強直間代発作、無呼吸、角膜反射または眼瞼反射

効果的でないスタニングまたは意識の回復の動物ベースの指標は次のとおりである：鳴き、自発的瞬き、立ち直り反射、角膜反射または眼瞼反射、律動的呼吸、自発的嚥下及び頭部の震え

第二段階の通電の後、死亡を次の動物ベースの指標を用いて評価するべきである：筋緊張の欠如、無呼吸、角膜反射の欠如、瞳孔散大及び心拍の欠如

3. 推奨事項

最初に電極を当て、次に、2回目の通電を可能にするように当該動物の位置をたくみに処理するため、2名のチーム員が必要である。

動物は、囲いの中で最小限自由に立てる状態で拘束されているべきである。

トングは、動物にとって適正な設計及びサイズであるべきである。

スタニングのための電流は、脳を3秒以上通る位置で適用し、その後速やかに頭部に適用し、動物が意識消失であることを確実にした後、電極を心臓を通る位置に移動させ、3秒以上適用するべきである

電極は、しっかりと意図された時間、スタニングが完了するまでに離れないような圧力でつけられるべきである。

動物は、脳幹反射の欠如を確実にするために、死亡まで継続して監視されるべきである。

電極は、最適な電氣的接触を維持できるために、良好な状態にして、使用中及び使用後に定期的に清掃されるべきである。

毛は完全に乾燥させるべきである。濡れている場合、電気が皮膚から脳または体に通るよりも、濡れている毛に通ってしまう（シャント）。

適用部位の素肌（毛ではない）が水（特に塩水）で濡れていると、他に流れる電流のための接触が増加する。

第一段階の効果的でない適用は、その後にバックアップの方法または第一段階の繰り返しを行うべきである。

この方法は、子牛、羊及び山羊、豚に適している。

4. 種固有の推奨事項

日本	分類：一般 論拠： 「豚」と「雌豚と雄豚」の定義を含めるべき。さらに、現行の章には電気利用による殺処分方法の最低電圧が記載されているが、改正案には記載がないため、削除の理由を求める。
----	--

効果的な電氣的パラメーターは、異なる動物に対して科学的根拠に基づき決定される。

頭部へのスタニングの電流では、推奨される最小のパラメーターは、次のとおりである。

- － 牛の場合は 1.5 A
- － 豚の場合は 1.3 A
- － 雌豚及び雄豚の場合は 1.8 A
- － 小反芻動物の場合は 1.0 A

トングの良好な配置は、角のある動物や羊のような頭に毛の多い動物では難しいことがある。ピンをついた電極を使うまたは毛の多い動物では濡れたピンを使うことが問題解決の助けになるかもしれない。代わりには、動物に電極を付ける部分の毛を除くべきである。

[...]

第 7.6.23 条

解離

回転する刃または突起物のついた機械的な器具を使った解離は、初生ひな及び胚発育卵時の破碎及び死を引き起こす。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

刃またはローラーの遅い回転、積み過ぎ及びローラーの広すぎる設定による痛み、窒息及び苦悩

2. 動物ベースその他の指標

- － 生きている兆候の欠如
- － 即時の破碎

3. 推奨事項

器具の能力（力及び鋭さ）は、すべての初生ひなが多数であっても即時に殺処分されるのを確実にするために十分であるべきである。鳥の導入率は器具が詰まらせるべきではない。目的に合うよう作られた器具のみを使用するべきである。

ローラーの間のギャップは、初生ひなが即時に破碎され死亡することを確保されなければならない。

日本	分類：追加 テキスト修正案： ローラーの間のギャップは、初生ひなが即時に破砕され死亡することを確保されなければならない<u>確保すべきである</u>。 論拠： WOAH の基準は、加盟国の勧告であることから、「should (～すべき)」を用いるべき。
----	---

初生ひなの機械的な殺処分の結果、初生ひなが完全に解離したことを確実にするために、内臓、脚、羽、頭部といった体の部分が認識できるというよりはスラリー状になるべきである。

器具のスピードは、バッチのサイズに適切なものであること、初生ひなが機械から出てきた時は死亡していることを確保することが重要である。

一度にまたは立て続けに一層以上の初生ひなを追加することを避ける。先に入れた初生ひなが死亡する前に機械にバッチをいれることを避ける。

4. 種固有の推奨事項

特になし。

[...]